

第三十一号議案

江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年十二月江戸川区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第四条第一項第一号の規定は、平成三十二年一月一日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（説明）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の改正により、控除対象配偶者に係る規定を改める必要があるもので、本案を提出いたします。